

第 2 章 災 害 予 防

震災対策編
第 2 章第 1 節
「防災教育計画」

第 1 節 防災教育計画

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、知事政策局、総務部、福祉保健部、観光局、土木部）、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業

1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる県民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、県、市町村及び防災関係機関において、ハザード情報等、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPO や関係機関と連携して繰り返し周知していく。

各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学や NPO と連携して育成する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 県民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市町村は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市町村立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市町村の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 県民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で地震時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、自らの判断で避難行動をとることが

できる。

(ウ) 県民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

(エ) 県、市町村、防災関係機関において、全ての職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、一般県民が行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(オ) 県及び全市町村において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、同居家族等、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般県民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪地域での対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ 語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動

カ 住宅の耐震診断及び耐震化の実施に努める

キ 地震保険や共済制度の有効性を理解し、加入等に努める

(2) 地域の役割

ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

ウ 語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

ア 自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

3 県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 県立学校等における防災教育（総務部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

イ 私立学校に対する啓発（総務部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ 県立看護大学（総務部）

(7) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(4) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(9) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）

県民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の支援

ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は同居家族等への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人（知事政策局、観光局）

市町村や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）

ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報（津波浸水想定及び地震被害想定）等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防

災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

カ 住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修（耐震シェルターを含む）の補助制度の活用を、市町村と連携して推進する。

キ 地震保険や共済制度は、「自助」の生活再建対策として重要なため、市町村や業界団体等と連携して、それらの制度の普及促進に努める。

ク 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への県民の参加を促進する。

(5) 市町村職員の防災教育の支援（防災局）

ア 市町村職員の専門的な防災教育機会の創出

イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供

ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成（防災局）

ア 外部講師等による防災教育研修の実施

イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

ウ 録画研修を通じた自己学習の促進

4 市町村の役割

市町村は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市町村立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPOや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承す

る取組を支援する。

また、国が認定する NIPPON 防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(5) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の推進

ア 要配慮者本人及び家族の防災学習

イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(6) 市町村職員の防災教育、防災部門の人材育成

(7) 消防職・団員の防災教育・研修

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 全住民を対象とした共通的な防災教育計画
- ・ 各地区別の住民を対象とした防災教育計画
- ・ 要配慮者及び同居家族等を対象とした防災教育計画
- ・ ハザードマップの作成・提示

(9) 住宅の耐震化のための、耐震診断及び耐震改修の普及促進

(10) 地震保険や共済制度の普及促進

(11) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について県民への普及及び啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

地震・津波、及び緊急地震速報に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

(3) 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等

(4) 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び実態に即した液状化リスクをはじめとする地震に関する情報の提供

(5) 北陸地方測量部

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

(6) 北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進

(7) 東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株）

感震ブレーカーの普及に努めるなど、一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(8) 都市ガス供給事業者、L P ガス販売店（（一社）新潟県L P ガス協会）

ア 地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(9) 日本赤十字社

一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

【関係機関】県（◎防災局、総務部、福祉保健部、土木部）、病院局、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、県、市町村、防災関係機関、県民、隣接県等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、新物資システム(B-PLo)、地理空間情報(GIS・GPS)など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者

の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人と比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防災組織、自主防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施するとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、新物資システム(B-PLo)、地理空間情報(GIS・GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として年1回実施するものとし、新潟地震、中越大震災及び中越沖地震の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(イ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部(県地域振興局)の所管区域(新潟県行政組織規則(新潟県規則第8号(昭和35年3月25日)第10条)に基づき区分した次のa～cの3エリアによる持ち回りとする。

a 糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部 管内

b 柏崎、長岡、三条の各地方本部 管内

c 新潟、新発田、村上、佐渡の各地方本部 管内

(ウ) 訓練方法

実動訓練とする。

イ 図上訓練等

- (ア) 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。
- (イ) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。
- (ウ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。
- (エ) 災害時における受援体制の確立のため他の都道府県との広域合同訓練の実施に努める。

ウ 県立病院・福祉施設等における防災訓練（福祉保健部、病院局）

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

ア 学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施する。（県教育委員会）

イ 県立看護大学及び県立大学（総務部）

施設の管理者は、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行う。

(3) 道路、河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア 関係機関とともに、関係施設を対象にした地震防災訓練の実施に努めるとともに、沿岸部及び河口部については津波防災訓練の実施に努める。

イ 市町村が実施する公共土木施設等を対象にした地震防災訓練の支援に努める。

4 市町村の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練の実施を行う。避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

- (1) 市町村総合防災訓練
- (2) 無線通信訓練
- (3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練
- (4) 地域の実情に応じた、津波に対する情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援
- (5) 学校等における防災訓練
学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。
- (6) 平常時からの避難所運営訓練等の実施
- (7) 市町村防災計画で定める事項
 - ・ 防災訓練の実施時期、実施場所及び訓練方法
 - ・ 市町村管理施設における訓練のあり方
 - ・ 関係機関等における訓練のあり方

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加する

とともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第2章第32
節「学校の地
震防災対策」
参照

第3節 自主防災組織育成計画

【関係機関】 県（防災局）、市町村、県民

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、県民、市町村及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理

- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有
- イ 災害時の活動
 - (ア) 初期消火の実施
 - (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
 - (ウ) 救出救護の実施及び協力
 - (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
 - (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
 - (カ) 避難行動要支援者の避難支援
 - (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 県民の役割

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

4 県の役割

(1) 自主防災組織の組織化と活動の活性化

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市町村が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

(2) 防災リーダーの育成支援

県は、学校や NPO 等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ること重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活動できる場を提供することを支援する。

また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、地域防災力の向上を進める。

5 市町村の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、一般財団法人自治総合センターの助成事業、

第2章第2節「防災訓練計画」参照

県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市町村は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用にも努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 自主防災組織が行うべき活動内容
- ・ 自主防災組織育成のための支援策

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

【関係機関】 県（◎土木部、防災局、交通政策局）、北陸地方整備局、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制、誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 災害に強い宅地造成の推進

カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

キ 復興事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日ごろからの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、県民一人一人がアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や

排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適合しない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

また、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、市町村への周知・提供を行う。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市町村とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市町村とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市町村とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成等工事規制区域の指定

県は、市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて宅地造成等工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 特定盛土等の規制区域の指定

県は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について、特定盛土等規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

ウ 造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地の調査（第二次スクリーニング）など市町村

第2章第6節「地盤災害予防計画」参照

「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」参照

「都市の緑のあり方」参照

「宅地造成及び特定盛土等規制法」参照

による宅地耐震化の取り組みを促進するとともに、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地を造成宅地防災区域に指定し、災害の防止措置の勧告や改善命令等を行うことにより、災害の発生の防止を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市町村とともに、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市町村の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は市町村とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ ライフラインの耐震性の確保

県は市町村とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(6) 復興事前準備の取組の推進

県は、市町村が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市町村が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を支援する。

4 市町村の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市町村は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

さらに、市町村は、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を

適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、関係機関と連携して住民への繰り返し周知を図る。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

市町村は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市町村は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

市町村は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路ネットワークの形成

市町村は、震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

市町村は県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して

道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ウ 避難場所の整備

市町村は、県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

市町村は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

(6) 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

市町村は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(7) 復興事前準備の取組の推進

市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 緊急輸送道路
- ・ 防災拠点や避難場所となる公園緑地等

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市町村の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

第2章第29
節「避難体制
の整備」参照

第5節 集落孤立対策計画

【関係機関】 県（◎防災局、土木部）、市町村、県民

1 計画の方針

中山間地域、離島など、地震の際の土砂崩れや、津波、雪崩や豪雪による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

(イ) 市町村は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。

(ウ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

(エ) 県は、市町村等の施設整備や備蓄体制の強化を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

イ 達成目標

(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。

(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。

(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。

(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に集団避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。

(3) コミュニティへの配慮

コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。

(4) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容

人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 県民の役割

(1) 県民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

孤立状態となった時には、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う。

そのために、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに、自主防災組織等による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

通信事業者は、孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。

3 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施（防災局・土木部）

ア 災害時における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。

イ 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

ウ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町村との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局）

ア 県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備や備蓄体制の強化を支援する。

イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。

(3) 積雪期のヘリコプター運用（防災局）

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

4 市町村の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

(2) 衛星通信等の通信手段の確保、通信機器等が扱える人材育成及び使用方

法の周知

- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 孤立状態に一定期間対応できる資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化
- (5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- (6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）
- (7) 無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入や活用（平時の利活用含む）
- (8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保
- (9) 「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方の確認
- (10) 市町村地域防災計画で定める事項
 - ・ 孤立が予想される集落
 - ・ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所
 - ・ 各集落との通信の確保方法
 - ・ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
 - ・ 各集落のヘリポート適地及び無人航空機等を活用する場合の集落内の拠点
 - ・ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項
 - ・ 集団避難を検討する場合の配慮等（避難所のコミュニティの維持や精神的ケアへの配慮等）

第6節 地盤災害予防計画

参考資料

【関係機関】 県（農林水産部、農地部、◎土木部）、新潟県治山防災ヘルパー、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山ボランティアセンター、一般社団法人新潟県建設業協会

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」について、以下、「土砂災害防止法」という

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

- ① 地震が発生する前に行うもの
- ② 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア 県民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市町村は、土砂災害警戒区域等を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、市町村への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

- ア 市町村は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。
- イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制を支援する。
- また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

県民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に該当しない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

都市計画法
第33条第1
項

3 県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。なお、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

森林法第25
条、第39条
の3
森林法第4
条第5,6項

県内の山地災害危険地区数及び概成箇所数（令和7年3月31日現在）

施設区分	地区数	概成箇所数
山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580
崩壊土砂流出危険地区	(94)2,992	(22)444
計	(145)5,564	(39)1,024

() は国有林内で外書き

(2) 砂防事業の実施（土木部）

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

県内の土砂災害警戒区域（土石流）及び概成箇所数

（令和7年3月31日現在）

	区域数	概成区域数
土石流の土砂災害警戒区域	2,795	738

注：土石流の区域数は、保全対象に人家が5戸以上および人家4戸

以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

(3) 地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

※「地すべり防止区域」を指定する際は、関係部局間で十分連絡をとること。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的の実施し、必要に応じて修繕等を行う。

県内の地すべり危険箇所数等及び概成箇所数(令和7年3月31日現在)

所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒 区域等※ および危険区 域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数
国土交通省	650	501	277
農林水産省 農村振興局	600	338	175
林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120
合 計	(6) 1,822	(2) 1,197	(2) 572

() は国有林内で外書き

※土砂災害警戒区域等の区域数は、農地・林業を除いた人家5戸以上の区域および人家4戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施(土木部)

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。また、急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

県内の土砂災害警戒区域(急傾斜地)及び概成箇所数

(令和7年3月31日現在)

急傾斜地の土砂 災害警戒区域数	法指定箇所数	概成箇所数
1,874	466	449

注：急傾斜地の区域数は、保全対象に人家が5戸以上および人家4戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知(農林水産部、農地部、土木部)

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、関係市町

村を通じ、住民へ周知する。また、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、住民へ周知する。

(6) 情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(7) 市町村の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(8) 住宅の移転促進（土木部）

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅を移転する市町村を支援する。

建築基準法
第39条第2
項、第40条
新潟県建築
基準条例第6
条、第8条

土砂災害防
止法第4条
第1、2項

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

土砂災害防
止法第7条

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に対する許可制
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

土砂災害防
止法第10条
第1項、19
条、26条第
1、2項

地すべり等
防止法第7
条
新潟県地す
べり巡視業
務委託要領
第1条及び
第2条

(10) 地すべり防止区域の巡視業務委託（農林水産部、農地部、土木部）

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、

地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託し、実施する。

(11) 専門技術ボランティア等の活用（農林水産部、土木部）

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働（農林水産部、土木部）

本県では、砂防・治山に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(12) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び北陸地方整備局は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

土砂災害防
止法第28、
29、30、31
条

(13) 二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

ア 迅速な応急対策への備え

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

災害対策基
本法第70条
第1項

イ 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測されたときには、土砂災害警戒区域等の調査点検を速やかに実施するとともに、技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

ウ 土砂災害警戒区域等の応急対策

調査点検の結果等により、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

エ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の調査点検だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、県は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

災害対策基
本法第51条

4 市町村の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。
また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくははがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機含む)等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

- ・土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ・警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
- ・上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項
- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 地すべり巡視員の設置

県から、地すべり防止区域の巡視業務を委託された市町村は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定

建築基準法
第39条第2
項、第40条
新潟県建築
基準条例第6
条、第8条

災害対策基
本法第51条
災害対策基
本法第56条

土砂災害防
止法第8条

新潟県地す
べり巡視業
務委託要領
第4条第1項
及び第5条
第1項

め、業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力をする。異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市町村は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- ・ 避難指示等の発令及び伝達方法に関する事項
- ・ 避難場所の開設、運営に関する事項
- ・ 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- ・ 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項

5 防災関係機関の役割

各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

災害対策基本法第62条第1項

災害対策基本法第51条

災害対策基本法第51条

土砂災害防止法」第8条第1、2項
災害対策基本法第62条第1項

第7節 建築物等災害予防計画

【関係機関】 県（防災局、総務部、環境局、◎土木部）、病院局、県教育委員会、警察本部、市町村、県民、企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設

1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、県民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(イ) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（県庁舎、市町村庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（地域振興局健康福祉（環境）部、病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・市町村等の地域機関庁舎等）
- d 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進
施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年6月）前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

- b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実、他

c 耐震性の高い施設整備

県及び市町村は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行うものとする。

d 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。

- ・ 高層ビル、地下街、駅舎、ターミナル 等

(イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防災管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底
- d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- f 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

県及び市町村は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。
- c 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月）前に建築された住宅・建築物については、耐震診断及び改修について啓発・指導するものとする。
- d 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

また、超高層建築物等における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- f がけ地等における安全立地について
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- h 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。
- ウ 高齢者や障害者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェルターや耐震ベッドの情報提供を行う。

(3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 県の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策（総務部、土木部）

ア 県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市町村、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策（土木部）

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 住宅・建築物の耐震化の推進（土木部）

実際に住民の窓口となる市町村及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、普及啓発を図る。

加えて、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修、耐震シェル

ター設置等の補助制度について、事業主体である市町村と連携して取り組む。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画（総務部、土木部）

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 市町村の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア 市町村が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市町村が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(5) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 市町村における防災上重要な建築物の位置付け
- ・ 地域性に配慮した建築物の震災対策に関する指導等の方針

5 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台

高層建築物等における長周期地震動対策として、長周期地震動に関する情報提供を図る。

(2) 消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

(3) 特定行政庁（県及び建築主事を置く市）

建築物の敷地、構造又は建築設備について、保安上危険となるおそれが認められる場合は、保安上必要な措置をとるよう指導、助言を行う。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

参考資料

【関係機関】 県（防災局、農林水産部、農地部、◎土木部、交通政策局）、
警察本部、北陸地方整備局、市町村、東日本高速道路株式会社、一
般社団法人新潟県建設業協会、
一般社団法人新潟県地質調査業協会、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの
二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機
材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震
性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えると
ともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びに
これらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、1次か
ら3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する道路

（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要
な防災拠点を連絡する道路

（市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災
害医療拠点、自衛隊等）

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋
梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路は災害発生時の広域支援ルートの一となり、通行止めと
なることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取
り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下
を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等

緊急輸送道
路の指定路
線一覧

の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者等はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省都市局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（令和7年8月22日）

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）の備蓄体制を整備する。

ウ 道路通行規制

道路管理者等は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 港湾・漁港施設の地震対策

【関係機関】県（◎交通政策局、農林水産部）、市町村、企業・事業所、北陸地方整備局、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会（前記の各協会は、以下「各協会」という。）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震発生に備え防災体制を整えておく。
- (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。
地震災害発生時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として防災拠点機能を確保できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。
- (ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (エ) 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

2 企業・事業所等の役割

- (1) 港湾・漁港内にある企業・事業所は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
- (2) 港湾・漁港内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送をする企業・事業所は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 県の役割

(1) 防災体制の確立

- ア 交通政策局及び農林水産部は、地震災害に対処するための防災体制を

確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

港湾の耐震岸壁整備計画

(令和7年3月現在)

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況			
			施設名	水深	延長	適用
国際拠点港湾	新潟港 (西港区)	山の下	山の下埠頭南側岸壁	－7.5m	260m	計画(内130m整備済)
		万代島	信濃川右岸1号岸壁	－7.5m	193m	整備中
		入舟	入舟岸壁	－9.0m	230m	計画
	新潟港 (東港区)	西ふ頭 ・ 南ふ頭	西ふ頭1号岸壁 ※	－7.5m	130m	整備済
			西ふ頭3号岸壁	－14.0m	350m	計画
			西ふ頭4号岸壁	－12.0m	250m	整備済
			西ふ頭5号岸壁	－10.0m	240m	計画
			南ふ頭1号岸壁	－12.0m	250m	計画
			南ふ頭2号岸壁	－12.0m	250m	計画
		中央水路東	中央ふ頭東1号岸壁	－13.0m	260m	計画
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	－7.5m	200m	整備済
		東ふ頭	4号岸壁	－10.0m	170m	整備済
	両津港	湊	南埠頭2号岸壁	－7.5m	193m	整備済
			南埠頭4号岸壁	－7.5m	188m	整備中
	小木港	北	北ふ頭2号岸壁	－7.5m	200m	整備済
地方港湾	岩船港	－	4号岸壁	－7.5m	130m	整備済
	寺泊港	－	西埠頭岸壁	－5.5m	100m	整備済
	柏崎港	－	中浜埠頭1号岸壁	－7.5m	130m	計画
	姫川港	西埠頭	西埠頭1号岸壁	－10.0m	170m	整備済
	赤泊港	－				
	二見港	－				
計	8港		19岸壁 【現港湾計画18岸壁】		整備済	9岸壁
					整備中	2岸壁
					計画	8岸壁

* 新潟港(東港区)西ふ頭1号岸壁は、港湾計画上、南ふ頭埋立実施後機能喪失。

漁港の耐震岸壁整備計画

(令和5年3月現在)

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			適用
		施設名	水深	延長	
第3種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済
第4種	栗島漁港	岸壁	-5.0m	100m	整備済
			-4.0m	63m	整備済

(3) 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画

(令和7年3月現在)

区分	港名	地区名	緑地種別	避難緑地等 面積	適用	(備考)港湾計画 上の緑地面積
国際 拠点 港湾	新潟港	入舟	防災拠点緑地	103,158m ²	計画	34.4ha
		万代島	避難緑地	5,064m ²	整備済	0.6ha
重要 港湾	直江津港	南ふ頭	防災拠点緑地	21,454m ²	整備済	3.8ha
	両津港	湊	避難緑地	12,966m ²	整備済	2.7ha
	小木港	北	避難緑地	10,000m ²	計画	1.4ha
計				152,642m ²		42.9ha

漁港の避難緑地・避難広場計画 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	適用
第2種	筒石漁港	8,640 m ²	整備済

(4) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 空港の地震対策

【関係機関】新潟空港事務所、県（防災局、◎交通政策局）、市町村、
企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、地震災害発生時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うこと、また、一時的な避難場所としての機能を有することから、地震に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。
- イ 各施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、地震に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。
- ウ 地震災害発生時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

県内の空港

空 港 名	種 別	空港管理者	滑 走 路 長
新潟空港	国管理空港	国土交通省	A : 1,314m×45m B : 2,500m×45m
佐渡空港	地方管理空港	新潟県	890m×25m

2 県民・企業等の役割

企業の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、地震災害発生時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。また、空港利用者の誘導體制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

3 県の役割

(1) 緊急輸送ネットワーク対策

災害時における空港を含めた緊急輸送ネットワークの形成を進めるとともに、関係機関等との情報連絡系統を確立する。

(2) 長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 市町村の役割（市町村地域防災計画で定める事項）

臨時ヘリポートの整備

市町村は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

- (1) 離着陸に必要な面積（概ね 500 m²以上）があること。
- (2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- (3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力さけること。
- (5) 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

第11節 鉄道事業者の地震対策

【関係機関】 J R 東日本、J R 西日本、J R 貨物、北越急行(株)、えちごトキめき鉄道(株)、県（防災局、◎交通政策局）

1 計画の方針

基本方針

J R 東日本、J R 西日本、J R 貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下、「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

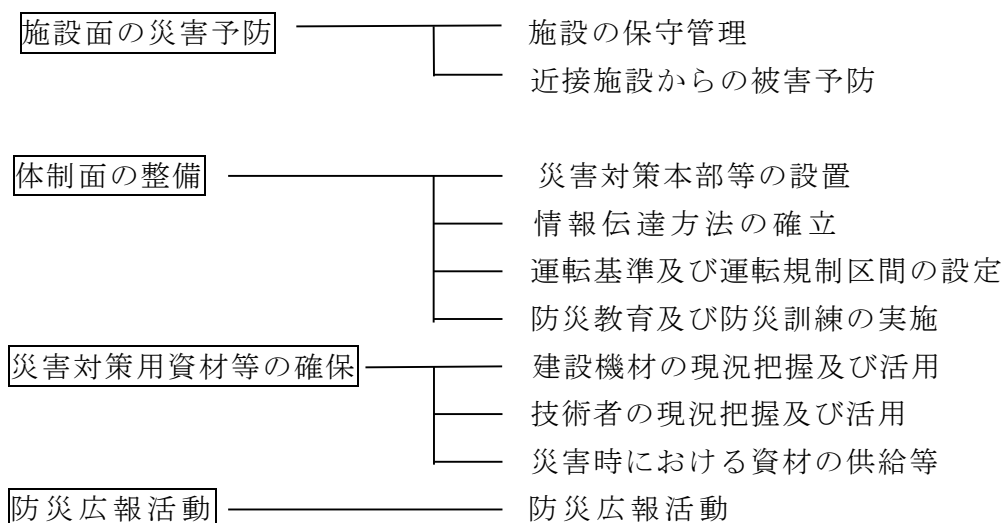
3 市町村の役割

連絡体制の整備

市町村はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

4 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、

数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第12節 治山・砂防施設の地震対策

【関係機関】県（農林水産部、農地部、◎土木部）

1 計画の方針

基本方針

県は、治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進するものとする。

2 県の役割

(1) 耐震設計の適用（農林水産部、農地部、土木部）

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

県は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第13節 河川・海岸施設の地震対策

【関係機関】 県（◎土木部、農林水産部、農地部、交通政策局、企業局）、北陸地方整備局、新潟地方気象台、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人全国防災協会（前記の各協会は、以下「各協会」という）、一般財団法人新潟県建設技術センター、特定非営利活動法人にいがた地域創造センター

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民は、平時から、市町村が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時には、新潟地方気象台や市町村からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ 市町村は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。（準用河川、普通河川）

ウ 国、県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、市町村や県民へ地震に関する情報提供をできるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市町村は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

ア 県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握が

できない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプター、無人航空機等の活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民・企業等の役割

県民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。

法第54条第1項

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

県民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

法第7条第2項

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 県の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（土木部、農地部）

ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋りょう、排水機場、閘門、水門等の河川構造物の耐震補強に努める。

(ウ) 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

(ア) 河川、ダム情報等のテレメータシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

県内の河川数及び指定延長（令和7年1月1日現在）

区 分		水系数	河川数	延長(m)
一 級	指定区間	5	764	3,329,700
	指定区間外	(5)	3(13)	273,200
	計	5	767	3,602,900
二 級		143	400	1,571,291
合 計		148	1,167	5,174,191

※1 （ ）内は、一河川中に指定区間と指定区間外がある河川数である。

※2 指定河川区間のみの3河川とは次の河川である。

荒川水系西俣川、信濃川水系関屋分水路、同大河津分水路

県内の県管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
県管理	74	57,596	457	421,925	1,318	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616

資料：令和7年度水防計画

※1 延長は、両岸延長

※2 重点－A区間で特に重点的に巡視する区間、A－水防上最も重要な箇所

B－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

県内の国管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
国管理	139	27,982	163	23,776	1,008	293,306	122	44,460	1,293	361,542

資料：令和7年度水防計画

※1 延長は、両岸延長

※2 重点－A区間で特に重点的に巡視する区間、A－水防上最も重要な箇所

B－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所

	取水堰	樋門・樋管	橋梁	床固め	その他	計
県管理	2	15	17	0	2	36
国管理	1	54	70	0	1	126
計	3	69	87	0	3	162

資料：令和7年度水防計画

(2) ダム施設（土木部、企業局、農地部）

ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

(ア) 国土交通省所管ダム及び企業局所管ダム

a 河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。

b ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じるな

ど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

(イ) 農地部所管ダム

a 農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは、耐震性を考慮して設計・施工されている。

b ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じるなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

イ ダム管理体制の整備

県は、地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置している。地震発生後、速やかに点検が実施できるように管理体制の整備を行うとともに、あらかじめ関係機関との連絡体制の確立を図る。

県内のダム（堤高 15m 以上）施設数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

所管区分	管 理 施設数	概要	
		管理者	ダム型式
国土交通省所管	22	北陸地方整備局 県土木部	コンクリートダム 1 フィルダム 1 コンクリートダム 18 フィルダム 2
農 地 部 所 管	21	県農地部 土地改良区等	フィルダム 1 コンクリートダム 3 フィルダム 17
県企業局所管	4	企業局	コンクリートダム 4
その他所管ダム	28	柏崎市 加茂市 佐渡市 J R 東日本 荒川水力電気(株) 東北自然エネルギー(株) 電源開発(株) 東北電力(株) 東京電力(株)	コンクリートダム 3 コンクリートダム 2 コンクリートダム 1 コンクリートダム 1 フィルダム 3 コンクリートダム 1 コンクリートダム 1 コンクリートダム 3 フィルダム 2 コンクリートダム 8 コンクリートダム 2 フィルダム 1
計	75		コンクリートダム 48 フィルダム 27

(3) 海岸保全区域の整備・改修（土木部、農林水産部、交通政策局）

ア 施設点検、耐震性の確保、施設の維持管理

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

イ 災害危険箇所の調査、整備

- (7) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。
- (4) 災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

県内の海岸延長

(単位：m)

区分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備考
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088	
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸
水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸
合計	634,800	364,341	266,107	

資料：令和6年度版 海岸統計

県内の海岸関係の重要水防箇所

A		B		C		計	
箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
30	20,384	71	40,285	85	55,986	186	116,655

資料：令和7年度水防計画

※A－水防上最も重要な箇所 B－水防上重要な箇所 C－やや危険な箇所

4 市町村の役割

- (1) 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川）

ア 施設点検、耐震性の強化

- (7) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
- (4) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

- (7) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
- (4) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

県内の準用河川数及び延長（令和7年4月30日現在）

水系	水系数	河川数	延長(km)
一級	5	88	107.1
二級	21	79	86.9

単 独	29	31	14.0
計	55	198	208.0

(2) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 危険箇所に関する情報の掲載
- ・ 地震による河川・海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 避難、救助その他浸水災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEアドバイザー）を派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携により県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあつせんを行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第14節 農地・農業用施設等の地震対策

【関係機関】 県（農林水産部、◎農地部）、北陸農政局、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ロ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

エ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上

を図る。

オ たため池施設の災害予防対策

たため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用たため池については、「防災重点農業用たため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 県の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

市町村等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市町村等が行う防災重点農業用たため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

3 市町村の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市町村から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
- ・ 緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）
- ・ 緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市町村等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市町村等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必

要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第15節 防災通信施設の整備と地震対策

【関係機関】 県（◎総務部、土木部、防災局）、市町村、北陸地方整備局、
第九管区海上保安本部、関東管区警察局、消防機関、警察本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

資料編3「通信に関する資料」

2 県の役割

(1) 新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2) 各種情報システムの整備

ア 新潟県総合防災情報システム

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

イ 新総合防災情報システム等

国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努める。

併せて、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

(3) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

ア 地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ 移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成されるデジタル無線施設の整備を図る。

(4) 防災相互通信用無線機の整備（総務部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(5) 緊急地震速報受信設備の整備

緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。

(6) 停電対策（総務部）

ア 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。

(7) 耐震対策（総務部）

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、順次、耐震対策を図る。

(8) 新潟県防災行政無線施設の運用（総務部、土木部、防災局）

ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備（総務部、土木部、防災局）

ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ 通信施設のバックアップ及び通信途絶地域で部隊や派遣職員等が活動する場合等を想定し、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット、公共安全モバイルシステムなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。

ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、SAR衛星などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

3 市町村の役割

(1) 市町村防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システ

ムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努めるものとする。

(4) 緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。また携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 県・市町村防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的を実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(7) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(8) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(9) 市町村地域防災計画で定める事項

ア 災害時の情報伝達に利用する通信施設

イ 災害時の情報収集に利用する通信施設

ウ 常用の通信手段が利用できない場合の対応

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 水防・道路用通信施設の整備

(ア) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。

(イ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

(ウ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機

関との通信網の強化に努める。

(エ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ 停電対策

(ア) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

(イ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。

ウ 耐震対策

(ア) 通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

エ 点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2) 第九管区海上保安本部

ア 通信設備の維持管理

(ア) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的実施する。

(イ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ 通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ 通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア 警察無線通信施設の整備

(ア) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(イ) NTT東日本専用回線の2ルート化に努める。

イ 停電対策

(ア) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(イ) 商用電源の2ルート化に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ 通信の確保

(ア) 平常時から通信設備の総点検を定期的実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア 消防デジタル無線の整備

防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第16節 放送事業者の地震対策

【関係機関】放送機関

1 計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2 各放送機関の対策

○日本放送協会新潟放送局（NHK新潟放送局）

1 対策の現況

- (1) 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策
- (2) 消耗品、機材等の常備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) テレビ・ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
- (6) 各防災機関が設備している通信網の把握
- (7) 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に設置
- (8) 長時間の自家発電運用を想定した燃料タンクの増量化

2 対策の計画

震災に備えて、次により各設備ごとに有効適切な予防措置を講じるものとする。

- (1) 電源関係
自家発電装置室及び電源室の浸水防止対策
- (2) 中継回路、連絡回線回路
NTT東日本回線の確保
- (3) 非常用放送装置の点検整備

3 体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施している。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

[主な対策事項]

ア 災害に関する重要事項の審議・決定

- イ 災害に関する情報の収集、連絡
- ウ 各対策部における緊急計画の調整
- エ 災害対策についての対外折衝
- (2) 防災教育及び防災訓練の実施
 - ア 非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練を実施する。
 - イ 県及び市町村が実施する防災訓練に参加又は協力する。
- (3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

○栃新潟放送（BSN）

- 1 対策の現況
 - (1) 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
 - (2) 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
 - (3) 無線装置、中継車等の持ち出し方法及び移動方法を決定し、具体的マニュアルを策定
 - (4) 電源確保には、平常から発電設備の整備点検
- 2 対策の計画
 - (1) 局舎の耐震強度の再点検及び構造の補強
 - (2) 放送施設の構造の強化
 - (3) 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置
- 3 体制面の整備

平成8年4月に「非常事態対策ハンドブック」を制定した後、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定。このハンドブックは、県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすことを目的として体制面の整備を図り、日常的には非常事態を想定した訓練等を通じて社内対応を確立する。主な要旨は次のとおり。

 - (1) 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
 - (2) 特別放送の実施
 - ア ラジオ及びテレビの機能の発揮
 - イ 取材機器及び通信連絡設備の充実
 - ウ 臨時放送体制
 - エ 放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
 - (3) 社員の緊急呼び出しと自発的出社
 - (4) 大地震による放送設備被災の場合の対策
 - ア 本社放送設備
 - イ 送信所
 - ウ 電源設備
 - (5) 非常事態対策事前の対応
 - ア 管理体制面の整備
 - イ 社内備蓄品の整備及び緊急物資・資材の入手ルートの確立
 - (6) 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

○㈱NST新潟総合テレビ

1 対策の現況

- (1) 放送機器の落下防止及び転倒防止対策
- (2) NTT東日本～NST間の中継回線、NST本社～弥彦送信所間の回線途絶対策として、移動局による回線設営機器の整備
- (3) 商用電力の停電に備え、UPS及び非常用発電機を整備。更に弥彦送信所は2系統受電。
- (4) 弥彦送信所は3KW放送機を完全2台化運用、アンテナへの給電線を2条化し、冗長度を有している。またNST本社～弥彦送信所間の中継回線は無線及び有線の2ルートで構成
- (5) 全国150か所（県内3か所）に給油所を有する業者と優先給油契約を結んでいる

2 対策の計画

災害に備え、以下の項目について充実を図る。

- (1) 非常用発電機の燃料補給先（業者）の確保及び燃料備蓄量の増大
- (2) 取材用無線設備の充実
- (3) 防災意識の高揚及び防災体制の強化

3 体制面の整備

災害発生時には、その規模並びに本社及び放送設備の被災状況により「災害対策本部」を設置し報道機関としての責務を果たすこととし、日常においては「非常災害マニュアル」の実践と職員の防災意識の啓蒙と防災訓練の参加、消防訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模及び放送設備の被災状況に応じて「災害対策本部」を設置し、災害放送の確保などに努める。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害発生時の非常災害マニュアルに基づき、社員の実践訓練及び防災意識の啓蒙に努める。

イ 系列局の防災訓練に参加するとともに、自社の防災訓練を実施して災害時に備えている。

○㈱テレビ新潟放送網（T●NY）

1 対策の現況

- (1) 本社演奏所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。地震による津波対策として、1階の重要施設保全を図るべく止水板（1m）の設置と重要機器の高位置への移設。無停電電源装置の2重化。非常用発電機は高圧と低圧を組み合わせる3重化とし、停電時や高圧発電機の故障、年次点検での高圧停電時にも放送系低圧は停電せずに放送継続を可能とした。放送系非常用低圧発電機の常用化対策として防火壁設置と地下燃料タンクへの接続で、高圧/低圧系とも長時間運転を可能とした。消防訓練等に合わせて、BCP対応として放送系を除く全館停電訓練等を定期的実施。
- (2) 弥彦送信所 建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。非常用発電機・無停電電源装置を2重化し、定期的に検査運転を実施。

- (3) 放送設備 地震などでの落下転倒を防止するための補強、放送機器ラックなどの移動防止、天井吊り物の補強などの耐震対策の実施済み。
- (4) その他 各種連絡用無線機の設置、伝送テストの実施
災害時、緊急時に対応するバックアップ用放送機器や臨時映像伝送回線装置などの確保と、定期的な訓練を実施。

2 対策の計画

- (1) 本社演奏所 津波対策として SNG 中継車保全のための2階建車庫棟新築
- (2) 弥彦送信所 本社被災時における送信所単独での衛星回線を使用した緊急放送設備構築

3 体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、社員の安全確保と社内体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備と非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

(1) 初動体制

出社判断基準の明確化、連絡方法、出社手段の整備等をできるだけ速やかに放送体制を確保できるよう初動体制を明確にしておく。

(2) 非常災害統括本部及び技術本部、放送本部、対策本部の設置

非常災害マニュアル等の基準により、規模に応じた統括本部、総務本部、放送本部を設置し、社員各自の本部所属及び役割分担、責任体制を明確にしておく。

ア 統括本部 各本部と連絡を取り災害対策体制全般につき指揮する。

イ 技術本部 放送機能の維持、復旧に努めるとともに、放送本部とともに、緊急放送体制を構築する。

ウ 放送本部 緊急放送体制を構築する。

エ 対策本部 社員の安否の確認、社屋の保全・設備機能の維持回復、緊急放送体制支援のための対策を講じる。

(3) 放送体制の確保

ア 協力会社との非常災害対応に関する取決め

イ 系列各局による応援

ウ 燃料供給会社との「非常時における燃料調達に関する協定書」を締結

エ 隣接県の系列局との「災害時燃料相互支援に関する協定書」を締結

オ 新潟県と石油連盟との「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」における重要施設として登録

(4) 防災教育及び防災訓練

ア 各社員の任務、連絡方法等非常災害マニュアルの周知徹底

イ 情報伝達訓練等の実施により非常事態体制への参加意識を高める。

〇新潟テレビ21（U・X）

1 対策の現況

- (1) 2015年4月新館完成。耐震構造で重要度係数は防災拠点となりうる1.5倍で設計。耐震耐水設備を備え、電源（非発・UPS含む）・空調等主要設備と災害時に取材・編集拠点となる報道フロアを新設。

また、津波対策として新潟西港の平均潮位から約10m高い位置となる

3階に報道フロア・スタジオを設置。4階にマスタースペース（2020年度移設予定）、5階に電気室を配置し災害時においても取材・放送が可能となる社屋。

(2) 各種放送器のコンソール、ラックはアンカーボルトによる床面固定あるいは転倒防止のために壁面に固定

(3) 停電時電源の確保

本社演奏所 商用電源は2系統受電。2系統とも停電時は高圧非常用発電機による給電体制。

弥彦送信所 商用2系統受電体制を構築。商用停電時は非常用発電機による給電。

中継局 全52局にバックアップ電源設置。

(4) 本社演奏所～弥彦送信所のS T L回線は無線と光回線による二重化。

2 対策の計画

(1) 防災意識の高揚

(2) 防災体制の確立とシミュレーションの実施

(3) I P伝送による情報の確保

3 体制面の整備

非常災害時の報道機関の責務を果たし放送の確保を図るため、日常においては「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などによりその実践を図り、大規模な災害発生時には「災害対策本部」を設置して災害報道に対応する。

(1) 災害対策本部の設置

大地震・大火災・大事故等の発生により、放送設備及び放送機器などに著しく支障が生じた場合に、災害対策本部を設置する。災害対策本部の下に「放送対策部会」を設置して、災害報道に対応する。

(2) 情報伝達及び連絡

社内安否確認システムで社員の安否確認、出社の可否など送受信する。N T TのP B Xシステムを導入。停電時自家発電により優先電話は確保。社内ポータルサーバは自社にあり、耐震対策及び非発による電源バックアップ。メール・W E Bサーバはクラウドでサービス提供者より二重化対策構築済み。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

社員の業務分担、勤務時間外の伝達・非常対応措置などを定めた「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などにより災害時の防災業務の徹底を図る。

○(株)エフエムラジオ新潟

1 対策の現況

(1) 平成15年5月から耐震設計により新局舎を建設、運用。局舎内演奏所は、冠水に配慮し地上高8.4メートルの3階に設置。各種放送設備は、転倒防止、移動防止などの耐震対策を実施している。

(2) 停電時に備え、演奏所は、非常用自家発電装置及びC V C F（無停電装置）を設備し、弥彦送信所及び各中継局は、非常用自家発電装置又は非常用バッテリーを設備している。

(3) 当社の加盟する全国F M放送協議会で加盟局相互に機材支援を行う「J F N災害時応援機材リスト」を整備している。

2 対策の計画

- (1) 震災による具体的被害を想定し、被害レベルに合わせた回線・設備・要員等の対応計画を検討する。
(例：演奏所又は送信所が倒壊した場合等)
- (2) 全国FM放送協議会加盟局で機材支援を含む全般的な相互支援体制をさらに整備し、充実する。

3 体制面の整備

- (1) 初動体制
「災害対策マニュアル」で、連絡ルート・方法、出社判断基準等を定め、可能な限り迅速に放送体制を確保する。また、継続的に見直しを行う。
- (2) 非常災害対策本部の設置
非常災害が発生した場合、「非常災害対策要領」に基づき、代表取締役社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、必要に応じた措置を講じて、災害特別放送を実施する。また、継続的に見直しを行う。
- (3) 防災教育及び防災訓練の実施
「非常災害対策要領」及び「災害対策マニュアル」を社員及び協力スタッフへ徹底し、防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図る。また、必要に応じて防災訓練を実施するとともに、自治体等が実施する防災訓練に参加し、協力する。

第17節 電気通信事業者の地震対策

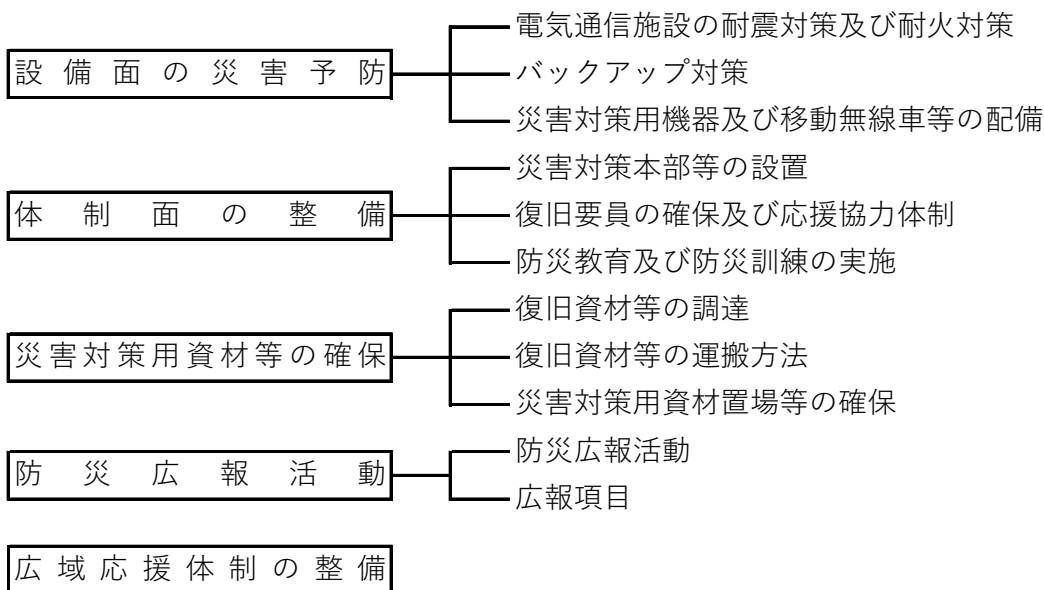
【関係機関】 電気通信事業者

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計（ケーブルの地中化を含む）並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが

必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 支援本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ グループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、

又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

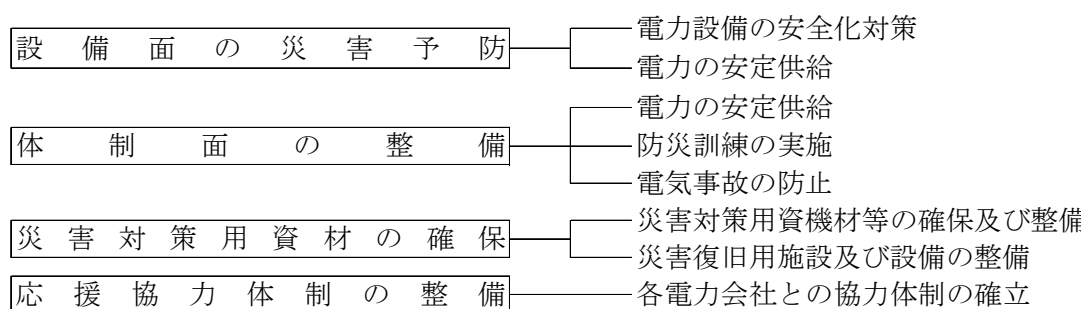
第18節 電力供給事業者の地震対策

【関係機関】電力発電事業者（東北電力株式会社）、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
水力設備	発電用水力設備の技術基準及びダム設計基準に基づき耐震設計を行う
火力設備	発電用火力設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行う
原子力設備	原子力発電所は安全上の重要度に応じて耐震設計を行う
送電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う
変電設備	変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う
配電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う
通信設備	電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して

運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備して

おく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第19節 ガス事業者等の地震対策

【関係機関】 都市ガス事業者、L P ガス充てん事業者、L P ガス販売事業者、新潟県ガス協会、一般社団法人新潟県L P ガス協会、県（防災局）、市町村、県民、企業

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 都市ガス事業者、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(イ) 消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「L P ガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 県民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市町村は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

県民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。

- (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- (ウ) LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- (エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市町村へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 県民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。(防災局)

- (1) LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発

5 市町村の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時に取るべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給体制を整備する。
 - エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第20節 上水道の地震対策

【関係機関】 県（福祉保健部）、水道事業者（水道用水供給事業者を含む）、市町村、公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市町村の責務

市町村防災担当部局は、水道事業者と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市町村全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市町村による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(エ) 県民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

	具体例
① 応急復旧期間	地震発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
② 応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 - 被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） 1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） 2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） 1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

第2章第31節「食料・生活必需品等の確保計画」

(2) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

- (ア) 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、大規模な地震の発生による地盤沈下や周辺地盤の崩壊などの地盤破壊に伴い、水道施設の倒壊・流出のおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）にあたっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。
- (イ) 市町村は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- (ウ) 水道事業者は、集中型の水道システムが長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。
- (エ) 市町村及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期の対応

市町村は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市町村防災担当部局が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ウ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化

を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

- a 応急復旧期間を設定する。
- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

- a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 県の役割

(1) 水道事業者及び市町村からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう平時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多様化を図る。

4 水道事業者・市町村の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 市町村全域にわたる応急体制（水道事業者との連絡・協議）
- ・ 耐震化計画の策定（施設の耐震化、体制面の耐震化対策）
- ・ 飲料水等の確保対策
- ・ 防災広報活動
- ・ その他必要な事項

5 防災関係機関の役割

(1) （公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第21節 下水道等の地震対策

【関係機関】 県（◎土木部、農林水産部、農地部）、市町村、県民、企業、事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日ごろから認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市町村は、あらかじめ地震災害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

ウ 県は、あらかじめ、地震災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

流域下水道の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、市町村から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるよ

第3章第23節「トイレ対策計画」参照

うに努める。

エ 下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 県及び市町村は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

県及び市町村は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるよう努める。

カ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 県及び市町村は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

ア 県及び市町村は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 県民、企業等の役割

(1) 県民及び地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 県民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 県の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市町村に対する支援体制の整備

- ア 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
- イ 市町村の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するように努める。
- ウ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

- ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
- イ 流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

4 市町村の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- オ 応急対策マニュアル等の作成

(2) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

- ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。
- イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。
- イ 発災時は県と協力し、早期に機能回復できるように努める。なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。
- ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

5 関係機関の役割

(1) 地方共同法人日本下水道事業団

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) (一社) 地域環境資源センター

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (公社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(4) (一社) 新潟県下水道維持改築協会

- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(5) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第22節 工業用水道事業者の地震対策

【関係機関】 県（企業局）、市町村等（小千谷市、胎内市、上越市、新潟工業用水組合）

1 計画の方針

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

工業用水道事業者は、地震発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

2 工業用水道事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

ア 県内工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力(m ³ /日)
新潟県企業局		272,300
新潟臨海	表流水	130,000
栃尾	表流水	12,300
上越	表流水	130,000
小千谷市	表流水、地下水	25,000
胎内市	地下水	7,000
上越市	地下水	2,000
新潟工業用水組合	表流水	146,400

イ 施設の安全及び機能の確保

施設の設計施工に当たっては、「工業用水道施設設計指針・解説」等に準拠して、想定される地震動、施設の重要度及び地盤特性等の施設条件等を相互に勘案し耐震化する。また、受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ 施設の定期点検

施設の巡視点検を定期的を実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、地震発生に伴う被害を未然防止する。

エ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 体制面の整備

ア 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員

及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ 職員に対する教育及び訓練

(ア) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(イ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ 設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ 製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ 事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第23節 危険物等施設の地震対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、環境局）、警察本部、消防機関、市町村、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震による災害の未然防止を図るため、事業者、消防機関、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生 of 未然防止を図る。

イ 県、市町村、消防機関は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 積雪地域での対応

事業者は、地震動に起因する落雪、なだれによる危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市町村及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修を図る。

イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立す

るとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物貯蔵施設等

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

- ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。
- イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

3 県の役割

(1) 危険物施設安全対策（防災局）

- ア 市町村、消防機関に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。
- イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策（防災局）

- ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
- イ 消防機関と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。
- ウ （一社）新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策（防災局）

- ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。
- イ 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
- ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
- エ （一社）新潟県高圧ガス保安協会、（一社）新潟県L P ガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。
- オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策（福祉保健部）

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策（環境局）

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

4 市町村の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

(2) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 危険物等施設の安全対策
- ・ 学校や研究施設等における危険物等の安全対策
- ・ その他必要な事項

(3) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する県の権限を委譲された市町村にあっては、対象施設に係る「3 県の役割」で定める事項

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 所管する危険物等施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 第九管区海上保安本部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、

平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

第24節 津波災害予防計画

(別冊「津波災害対策編」を参照)

第25節 地震火災予防計画

【関係機関】 県（防災局）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、県民、地域、企業・事業所、学校、市町村及び県は耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 県民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置等により、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市町村は、住民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市町村・消防機関の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 県及び市町村は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市町村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

市町村は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

- ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置に努める。
- イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等がある地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(5) 防火思想の普及促進

地域住民に対して、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(6) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 出火防止対策
- ・ 初期消火体制
- ・ 火災拡大防止体制

第2章第10節「空港の地震対策」参照

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

- ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
 - イ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
 - ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。
 - エ 初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
 - オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。
 - カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。
- (2) 第九管区海上保安本部
- 地震発生時の港湾施設及び船舶等からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第26節 廃棄物処理体制の整備

【関係機関】 県（環境局）、関東地方環境事務所、市町村、県民、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業資源循環協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団

1 計画の方針

基本方針

- (1) 県民（各家庭等）は、市町村の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 県民（各家庭等）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- (3) 市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。
- (4) 市町村は、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- (5) 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。
- (6) 県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に務める。
- (7) 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 県民の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市町村が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 県の役割

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。

(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(3) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(4) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

4 市町村の役割

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

ア 災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。

(2) 住民への周知

住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 廃棄物処理計画
- ・ 災害時の廃棄物処理担当部門・責任者

5 関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブ

ロック協議会の事務局を務める。

イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社) 新潟県産業資源循環協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) (一社) 新潟県浄化槽整備協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) (一社) 新潟県解体工事業協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) (公財) 新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第27節 救急・救助体制の整備

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊、医師会（県・地元）、ドクターヘリ基地病院、医療機関、日本赤十字社、医療資器材業者

1 計画の方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 県警察、市町村及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 県、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあつては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 県、市町村、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

県民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

- (キ) 県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。
- (ク) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。
- (ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

- (ア) 市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。
- (イ) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制確立を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察、市町村及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期での対応

市町村及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、県、市町村、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、

大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、県、市町村と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市町村、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定（福祉保健部）

市町村における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等との協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市町村及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市町村及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓蒙

市町村、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市町村は、地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を

円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。

(13) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 消防機関との通信連絡体制
- ・ 防災関係機関との通信連絡体制
- ・ 救急・救助活動における交通確保対策
- ・ 民間等の救助車両等の受入れ
- ・ 医療機関との情報伝達体制
- ・ 医師・看護師等の招集体制
- ・ 医療資器材等の供給支援体制
- ・ 県内広域消防応援部隊の要請
- ・ 緊急消防援助隊の要請

5 防災関係機関の役割

(1) 第九管区海上保安本部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。

(2) 県医師会の対策

県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3) 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(4) 新潟DMA T指定医療機関等の対策

ア 新潟DMA T指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMA Tの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第28節 医療救護体制の整備

【関係機関】県（福祉保健部）、病院局、市町村、医療機関、医療関係団体

1 計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 県及び市町村は、地震の災害から地域住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、災害対策本部（医療活動支援班）等において医療救護活動の助言等を行う災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンの整備を行う。
- (エ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (オ) 県及び市町村は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (カ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

- (ア) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。
- (イ) 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠

点病院、市町村、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市町村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

(ア) 病院は、県及び市町村の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

- ・災害対策委員会の設置
- ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- ・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

- (ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ア) 地域災害拠点病院

- a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- a 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMA T指定医療機関

新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、JDAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、JDA-DAT、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3 県の役割

(1) 新潟DMATの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMATの派遣体制の整備を行う。

新潟DMATは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

(2) 医療救護班及び歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で30班編成する。

イ 県歯科医療救護班（新潟JDATを含む）

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で6班編成する。

(3) 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。

新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

(4) 災害支援ナースの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の看護医療活動を支援するため、災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

災害支援ナースは、原則として、看護師2～3名で構成する。

(5) 災害医療アドバイザーの整備

県は、災害対策本部等において医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害医療アドバイザーの整備を行う。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの整備

県は、災害対策本部において小児・周産期の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。

(7) 災害薬事コーディネーターの整備

県は、災害対策本部等において、被災地域の医薬品や医療用資器材等の供給調整を支援する災害薬事コーディネーターの整備を行う。

(8) 災害時透析リエゾンの整備

県は、災害対策本部において人工透析の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時透析リエゾンの整備を行う。

(9) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(10) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(11) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(12) 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3郡市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、市町村、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対

応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(13) 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

(14) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(15) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

4 市町村の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市町村は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市町村は、郡市医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市町村は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市町村は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 救護所設置予定施設

- ・ 医療救護班及び歯科医療救護班の編成
- ・ 医療資器材の確保

第29節 避難体制の整備

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部）、市町村、北陸地方整備局、新潟地方気象台、北陸信越運輸局、鉄道事業者、福祉関係者

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、市町村、防災関係機関及び県民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、別冊「津波災害対策編」による。

- ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、県、市町村及び防災関係機関は、県民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、個別避難計画の策定
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 県民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・液状化しやすさマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ウ) 市町村と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3 県の役割

(1) 県民への防災に関する情報の提供（防災局）

ア 地震に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて県民に提供する。

ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。

(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア 地域の危険情報の市町村への提供

(ア) 地震被害想定や津波浸水想定区域図を策定・提供する。

(イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。

(ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ 市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から市町村への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(イ) 市町村の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(オ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

(ア) 市町村の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるように配慮する。
- (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
- (エ) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (オ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りについて市町村を支援する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

- (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

オ 避難生活を支える人材の育成・確保

避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(3) 広域避難に係る市町村の調整（防災局）

- ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援
住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。
- イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。
- ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるように、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 市町村の役割

市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難

誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 避難指示等の伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように

伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市町村長は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して個別避難計画を策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア 指定と周知

(ア) 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは、標識、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

(ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

イ 指定に当たっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (イ) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。
- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者1人当たり3.5㎡以上のスペースとすることに努めること。
- (カ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- (キ) 避難所等の耐震性や、地域のハザード情報等も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努めること。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保

など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した避難所の運営に努めること。

- (ケ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制づくりに努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進すること。
- (コ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
- (カ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (セ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (タ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (チ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (ツ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換や、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保険医療体制の構築に努めるものとする。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
 - (オ) 避難所予定施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
 - (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
 - (キ) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
 - (ク) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
 - (ケ) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
 - (コ) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
 - (サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
 - (シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める
 - (ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。
- エ 福祉避難所の指定
- (ア) 市町村長は、障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
 - (ウ) 市町村は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (6) 広域避難に係る体制の整備

- ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備
 - (ア) 市町村は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
 - (イ) 市町村は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
 - (ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備
 - (ア) 市町村は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - (イ) 市町村は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- (7) 住民避難誘導訓練の実施
 - ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
 - イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
 - ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。
 - エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (8) 市町村地域防災計画に定める事項
 - ア 地区別のハザードマップ・防災マップ
 - イ 避難指示等の発令の客観的な基準
 - ウ 避難指示等の伝達体制
 - エ 地区別の避難・誘導体制及び避難行動要支援者の避難支援計画
 - オ 地区別の避難所、福祉避難所及び開設時の管理職員
 - カ 防災訓練等の実施

5 関係機関の役割

- (1) 北陸地方整備局
 - ア 市町村が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
 - イ 過去の地震災害の記録や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、県民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。
 - ウ 国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。
- (2) 新潟地方気象台

- ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。
- イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、住民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。
- ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3) 北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市町村の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市町村と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第30節 要配慮者の安全確保計画

参考資料

【関係機関】県（防災局、知事政策局、環境局、◎福祉保健部、土木部）、病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

保健・福祉 対策	福祉対策	・ 要配慮者のニーズ把握等 ・ 福祉サービスの提供 ・ 情報提供 ・ 生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設 等の支援	・ 入所者等の安全確保 ・ 要配慮者の受入れ
	保健・福祉対 策の実施体制 の確保	・ 市町村の実施体制 ・ 県等の支援体制
外国人支援	防災教育	・ 外国人への防災知識の普及啓発 ・ 外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体 制の構築	・ 多言語支援窓口の設置・運営体制 の整備 ・ 通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 県

県は、市町村、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。

イ 市町村

市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等、地域住民及び要配慮者を支援する者等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県又は市町村から要請を受けた避難行動要支

援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- エ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市町村が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

- オ 地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

- カ 避難行動要支援者及び同居家族等

避難行動要支援者及び同居家族等は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことについて、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。

- キ 避難行動要支援者名簿

市町村は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市町村と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

(3) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備

多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設においては、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう配慮する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、市町村、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り

組む意識の醸成を図ることにより、県、市町村及び防災関係者と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第32節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。なお、県国際交流協会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。

② 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市町村等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策（福祉保健部）

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市町村からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議

会に対してDWA Tの派遣を要請する。

イ 保健対策

市町村が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市町村保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市町村が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関係施設等の指定等により福祉避難所を確保するよう、市町村へ働きかけるとともに、福祉避難所の運営に資する人材や備蓄物資の確保について、市町村や関係機関と連携して取り組む。

旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者の障害の種類及び程度に応じて的確に情報提供されるように市町村等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市町村等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援(福祉保健部)

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援(知事政策局)

県は、県国際交流協会と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行うとともに、県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

4 市町村の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じない

よう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自主防災組織等その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市町村は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図

る。

- (イ) 避難所において、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。
- (ロ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。
- (オ) 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市町村は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市町村保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ロ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が、要配慮者の障害の種類及び程度に応じて的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(エ) 緊急の通報

障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備推進を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市町村は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 名簿の更新に関する事項
- ・ 避難支援等関係者となる者
- ・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・ 避難支援等関係者の安全確保
- ・ 要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮
- ・ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ・ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 個別避難計画の更新に関する事項
- ・ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
- ・ 要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制
- ・ 要配慮者への福祉・保健サービスの提供体制
- ・ 訪日外国人旅行者等への情報伝達体制
- ・ 災害時の多言語支援体制

第31節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、産業労働部、農林水産部、交通政策局）、
関東経済産業局、北陸信越運輸局、市町村、県民、企業・事業所、
学校、日本赤十字社、公益社団法人新潟県トラック協会、新潟県石
油業協同組合

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本として、家庭・企業・事業所内の備蓄や避難時の持ち出し品も備えておく。

地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び簡易トイレ等の生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、県民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市町村は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

ウ 県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市町村からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ 県及び市町村は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

オ 県及び市町村は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）について、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を確保しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

カ 県及び市町村は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるとともに、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、あらかじめ、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

キ 県及び市町村は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。

ク 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手

段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

イ 市町村は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア 市町村は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市町村は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 市町村は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 孤立可能性集落における対応

ア 市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

イ 孤立発生時における、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 夏季における対応

市町村は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 各家庭において、食料及び物資等については、平時から家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。

- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 県の役割

(1) 物資等の備蓄（防災局）

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施出来ないという認識に立ち、市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。

備蓄拠点：資料編参照

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備（防災局、産業労働部、農林水産部、交通政策局）

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

災害時の協力に関する協定：資料編参照

(4) 燃料の緊急供給体制の整備（防災局）

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた

事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市町村に対する支援体制の整備（防災局）

市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 県民への普及啓発（防災局）

ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 市町村の役割

(1) 物資等の備蓄

ア 水、食料、毛布、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資・資機材を備蓄する。

イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市町村での公的備蓄に努める。

ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

エ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるよう努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ 地域の住民組織及び市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 住民への普及啓発

ア 市町村は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 食料及び物資等の備蓄計画（品目、数量、配置場所、調達、輸送、配布等）
- ・ 食料及び物資等の配布担当部門及び責任者
- ・ 食料及び物資等の配布計画
- ・ 食料及び物資等の緊急調達、輸送等の依頼先

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第32節 学校の地震防災対策

【関係機関】 県（総務部）、県教育委員会、市町村、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学）

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者（県、市町村、学校法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。
- ウ 市町村は、学校設置者としての役割のほか、市町村防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。
- エ 県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第30節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策
 - ①学校防災組織の編成
 - ②施設・設備等の点検・整備
 - ③防災用具等の整備
 - ④防災教育の実施
 - ⑤教職員の緊急出動体制の整備
 - ⑥家庭との連絡体制の整備 など

- イ 応急対策 ①地震発生直後の生徒等の安全確保 ②避難誘導
③生徒等の安否確認 ④被災状況の把握と報告
⑤下校又は保護継続 ⑥避難所開設・運営協力
⑦教育活動の再開 ⑧生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沉着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

3 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又

は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市町村の役割

(1) 市町村立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり

(2) 学校に対する支援及び助言

市町村は、市町村地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 市町村地域防災計画で定める事項

ア 市町村立学校施設の防災機能の強化及び災害時の機能確保に関すること

イ 生徒等に対する防災教育及び防災訓練

ウ 学校を避難所に指定した場合の非常用食料、物資等の備蓄及び保管の体制

5 県の役割

(1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）

第3項記載のとおり

(2) 他の学校設置者等に対する指導・助言（総務部、県教育委員会）

県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。

(3) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(4) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第33節 文化財の地震防災対策

【関係機関】 県（観光文化スポーツ部）、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の管理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者等に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者等に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者等は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者等

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、

緊急時における対応体制を確立しておく。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び文化財所有者等と事前に調整し、確認しておく。

イ 市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- ・ 文化財所有者等に対しての災害予防に関する指導及び助言
- ・ 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導

第34節 ボランティア受入れ体制の整備

【関係機関】 県（◎総務部、環境局、福祉保健部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、県内NPO、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、市町村、新潟県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、平常時から県及び関係機関と連携し、支援・協力体制、役割分担について整備する。

なお、体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や専門家の知見を取り入れるよう努める。

2 県の役割

(1) 協力体制の確立

行政・社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議構成団体等の連携により、災害時におけるボランティア活動の受入れ調整を行う体制や災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報収集方策等について整備を図る。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

被災者とボランティアを繋ぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営できるように支援する。

(3) 災害支援コーディネーターの養成支援

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想され、災害ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要であることから、こうした調整機能を担う災害支援コーディネーターの養成を支援する。

3 市町村の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる拠点を事前指定する。

イ 災害ボランティアセンターの体制整備については、市町村社会福祉協議会と協議する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する体制を整備する。

イ 災害ボランティアセンターと市町村災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活

動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

ア 災害ボランティアセンターの設置計画（設置予定場所、体制、活動内容等）を定める。

イ 災害ボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者

ウ 市町村災害対策本部と災害ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有の方法

(5) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、市町村社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

4 県社会福祉協議会の役割

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れが円滑に進むような体制を整備できるように、訓練・研修を実施する。

(2) 災害支援コーディネーターの養成

災害発生時において、ボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行う災害支援コーディネーターを養成するとともに、その資質の向上に努める。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

5 市町村社会福祉協議会の役割

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備

訓練・研修を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営計画の作成

当該市町村との協議を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営計画を定める。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、構成団体間の連携体制の整備・ボランティア関連情報の共有に努める。

《調整会議の組織》

構成団体 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部、TR Workers NAGAOKA

事務局 新潟県社会福祉協議会

事業内容 災害ボランティア活動を行う団体間の連携、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援、災害ボランティア活動に関する人材育成、災害ボランティア活動に関する情報発信、県外における災害ボランティア活動の支援、災害ボランティア基金の管理 など

第35節 災害救助基金の積立及び運用計画

参考資料

【関係機関】 県（防災局）

1 計画の方針

(1) 基本方針

県は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下、この節においては「法」という。）に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、法第22条に基づき災害救助基金を積み立てる。

(2) 災害救助基金の使途（基金取崩し可能範囲）

災害救助基金は、法が適用された場合において以下の費用への充当財源とするため、県は事前に積み立てる。

ア 法第4条に規定する救助に要する県の支弁費用（法第18条）

イ 法第16条に規定する委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用（法第19条）

ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用（法第20条）

(3) 災害救助基金の積立て

ア 法定最少積立額

基金の各年度における最少額は、当該年度の前年度の前3年間における普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額である。（法第23条）

イ 運用収入

基金から生じる収入は、基金に繰り入れる。（法第24条）

(4) 災害救助基金の運用

ア 基金の運用方法

以下の方法によるものとし（法第26条）、最も確実に適切な運用方法を選択する。

(ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

(イ) 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入

(ウ) 法による救助に必要な給与品の事前購入

イ 基金の運用計画

県は以下の方法により基金の運用を行う。

(ア) 市中銀行への預金

(イ) 法第4条に規定する救助の実施に必要な物品のうち、被災者に直接給与する物品の事前購入

事前購入物品は、本計画第3章第55節「災害救助法による救助」により給与する。

第3章第55節「災害救助法による救助」参照

第36節 事業所等の事業継続

【関係機関】 県（産業労働部）、市町村、商工団体、企業・事業所

1 計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」

3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

〔参考〕

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」
- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

第37節 行政機関等の業務継続計画

【関係機関】 県、市町村、防災関係機関

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 県の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

本計画に定めるほか、新潟県業務継続方針に基づき、業務継続の確保を図る。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び新潟県業務継続方針に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

ア 非常時優先業務の対象

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

イ 非常時優先業務の選定基準

選定にあたっては、「災害発生後1か月以内に業務を実施できなかった場合に、社会的影響が発生する業務」に該当することを基準とする。

ウ 業務開始目標時間

非常時優先業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間帯「開始目標時間」とし、各業務において業務開始目標時間を定める。

エ 平時の取組

各所属は、職員の参集可能時間を考慮した要員の指名等を行うとともに

に、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第2節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

① 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

② 部局等の取組

部局主管課等は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 物品の安全対策

① 庁舎に被害が発生した場合の対応

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

② 執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片づけ、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ 通信（電話・防災行政無線）

① 通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

② 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ、代替通信手段を選定する。

エ 通信（電子メール）

① 庁内LANの復旧対策

通信事業者との間に、災害時における庁内LAN回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

② 障害があった場合の対応

庁内LAN回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ 情報システム

① システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

② システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

③ 停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

④ 障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ 電源

① 長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。な

お、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

② 停電対応訓練

非常用発電機による電源供給箇所の確認、停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道（雑用水）

① 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

② 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

① エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

② 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

③ 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

① 職員の備蓄対策

家庭において最低3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には2～3日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低1食分の食料等を備蓄するよう周知する。

② 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

コ 庁舎の代替施設

① 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

② 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

③ 本庁舎の移転に係る対応

- ・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で

被害状況等を考慮して決定する。

- ・ 移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。

また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3 市町村及び防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。